

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定予定

治山課

- 土砂災害警戒区域の指定

防災砂防課

【公告】

- 訪問販売に関する業務の停止
- 不適正な取引行為の内容等の公表
- 建築士事務所の監督処分

くらし安全安心課

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

（県例規集登載）

【公安委員会】

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

生活安全企画課

【海区漁業調整委員会】

-

”

- 水産動物の採捕の禁止の指示

海区漁業調整委員会

◎岡山県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市新田字大平山二一九四の四、二一九四の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町奥津字山風呂四八四の一、四八四の二、四八四の三、五六六、五六九、五七〇、五七一、五八〇、字山プロ五七四、字保志ヶ谷五八一、字城山五八二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市粟谷字助岨七七八の三、七七八の四、七七八の五、七七八の六、七七八の七、七七八の八、七七八の九、七七八の二二、七七八の二三、七七八の二四、七七八の二五、七七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字助岨七七八の四、七七八の八、七七八の八、七七八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに鏡野町役場及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

小田郡矢掛町上高末字天満一二三、一二四、一二七、字下矢原一二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字天満一二四、一二七、字下矢原一二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市後谷字安信平四九二、四九三、字迫谷四九六、四九七、字家ノワキ四九八の一、四九八の二、四九九の一、字家ノ脇五一四、字七ヶ峪五一七の一、五一七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字迫谷四九六、四九七、字家ノワキ四九八の二、四九九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

◎岡山県告示第四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K坪井上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

二〇三D加茂町倉見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

二〇三D 加茂町原口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町原口〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D 里公文〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇七	土石流	次の図のとおり

二〇三D八社〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

◎岡山県告示第四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇七K上稲木町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K下稲木町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七D上稲木町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D上稲木町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D上稲木町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D上稲木町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D木之子町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D木之子町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇七D木之子町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D木之子町〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇七D木之子町〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

◎岡山県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、久米郡美咲町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六六K塚角〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K塚角〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

六六六D行信〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D安井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D塚角〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D書副〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D書副〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D打穴里〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六K安井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

六六六D行信〇〇五

土石流

次の図のとおり

六六六D行信〇〇六

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

〔四〇三〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年八月十二日

二 処分を受けた者の氏名及び住所

氏名 題府 暁生

住所 岡山県岡山市北区津島京町三丁目一番二八号（平成二十六年七月十五日に交

付された住民票の写しによって確認できる住所）

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

2 期間

平成二十六年八月十三日から平成二十七年二月十二日までの六月間

四 処分の原因となった事実

題府暁生（以下「同人」という。）は、次のとおり法に違反する行為を行っており、
訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害さ
れるおそれがあると認められた。

1 氏名等不明示（法第三条）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、架空の会社の名称及び氏名を告げ
た。

2 書面不備（法第五条第一項）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約を締結した際に、役務提供
契約の解除（クーリング・オフ）に関する事項を記載した書面を消費者に交付しな
かった。

3 不実告知（法第六条第一項）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約の締結について勧誘をする際に、架空の会社の代表取締役であると不実のことを告げた。

4 債務不履行（法第七条第一号）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約に係る債務の履行を不当に遅延させた。

〔四〇四〕岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）第十九条第一項の規定により、次のとおり不適正な取引行為の内容等を公表する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 不適正な取引行為を行った者の氏名及び住所

氏名 題府 曉生

住所 岡山県岡山市北区津島京町三丁目一番二八号（平成二十六年七月十五日に交

付された住民票の写しによって確認できる住所）

二 不適正な取引行為の内容

題府曉生（以下「同人」という。）は、次のとおり条例に違反する行為を行っていると認められた。

1 氏名等不実告知（条例第十六条第一号及び岡山県消費生活条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三十三号。以下「規則」という。）別表の一の項(7)

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、架空の会社の名称及び氏名を告げた。

2 取引に関する重要情報の不告知（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項(2)

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約を締結した際に、契約書面を交付しなかった。また、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約を締結した際に、役務提供契約の解除（クーリング・オフ）に関する事項を記載した契約書面を交付しなかった。

3 不実告知（条例第十六条第一号及び規則別表の一の項(3)

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して役務提供契約の締結について勧誘をする際に、架空の会社の代表取締役であると不実のことを告げた。

4 債務不履行（条例第十六条第五号及び規則別表の五の項(1)

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約に係る債務の履行を不当に遅延させた。

5 クーリング・オフ妨害（条例第十六条第六号及び規則別表の六の項(1)

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約の相手方からのクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、当該権利の行使を妨げ、当該契約の存続を強要した。

〔四〇五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成二十六年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 監督処分をした年月日

平成二十六年八月十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

有限会社テクノ技研二級建築士事務所 岡山市南区福成一丁目一七〇番六号

開設者 有限会社テクノ技研 代表取締役 遠藤 孝治

二級建築士事務所 岡山県知事登録第五七五二号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

有限会社テクノ技研二級建築士事務所の管理建築士である有吉史朗は、平成二十六年六月十六日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

一 監督処分をした年月日

平成二十六年八月十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

石原創造建築有限会社二級建築士事務所 真庭市月田一五一六番地

開設者 石原創造建築有限会社 代表取締役 石原 護

二級建築士事務所 岡山県知事登録第五七五三号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

石原創造建築有限会社二級建築士事務所の管理建築士である石原護は、平成二十六年六月十六日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

一 監督処分をした年月日

平成二十六年八月十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

江草光政二級建築士事務所 高梁市備中町平川三〇〇四番地

開設者 江草 光政

二級建築士事務所 岡山県知事登録第六二九三号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

江草光政二級建築士事務所の管理建築士である江草光政は、平成二十六年六月十六日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

一 監督処分をした年月日

平成二十六年八月十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

K- STUDIO 倉敷市児島田の口七丁目三番一三号

開設者 桐山 秀基

二級建築士事務所 岡山県知事登録第六〇二七号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

K-STUDIOの管理建築士である桐山秀基は、平成二十六年六月十六日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

◎岡山県選管告示第五十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十一日から適用する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム桃香の里	赤磐市熊崎二七六一	を
特別養護老人ホーム桃香の里	赤磐市熊崎二七六一	
特別養護老人ホーム桃香の里（ユニット型）	赤磐市熊崎二七六一	に改める。

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

◎岡山県公安委員会告示第百二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トランプ射撃(トランプから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成二十六年十月一日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場
平成二十六年十月六日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年十月七日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場
平成二十六年十月十三日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年十月二十日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年十月二十二日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場
平成二十六年十月二十三日(木)	午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年十月二十七日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年十月二十九日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

平成二十六年十一月三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十一月五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十一月十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十一月十一日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十一月十三日(木) 午後一時	
平成二十六年十一月十七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十一月十九日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十一月二十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十二月一日(月) 午前十時	
平成二十六年十二月三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十二月八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十二月十一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十二月十五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年十二月十七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十六年十二月二十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十六年十二月二十五日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
--------------------------	---------------------------

日 時	場 所
平成二十六年十月一日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年十月三日（金） 午前九時	
平成二十六年十月六日（月） 午前九時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十六年十月八日（水） 午前九時	
平成二十六年十月十日（金） 午前九時	
平成二十六年十月十五日（水） 午前九時	
平成二十六年十月十六日（木） 午後一時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年十月十七日（金） 午前九時	
平成二十六年十月二十日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年十月二十二日（水） 午前九時	
平成二十六年十月二十四日（金） 午前九時	
平成二十六年十月二十七日（月） 午前九時	

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

平成二十六年十月二十九日(水) 午前九時	平成二十六年十月三十一日(金) 午前九時	平成二十六年十一月五日(水) 午前九時	平成二十六年十一月七日(金) 午前九時	平成二十六年十一月十日(月) 午前九時	平成二十六年十一月十二日(水) 午前九時	平成二十六年十一月十四日(金) 午前九時	平成二十六年十一月十七日(月) 午前九時	平成二十六年十一月十九日(水) 午前九時	平成二十六年十一月二十日(木) 午後一時	平成二十六年十一月二十一日(金) 午前九時	平成二十六年十一月二十六日(水) 午前九時	平成二十六年十一月二十八日(金) 午前九時	平成二十六年十二月一日(月) 午前九時	平成二十六年十二月三日(水) 午前九時
備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場										真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場				

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十六年十月三日（金） 午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一
平成二十六年十月一日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年十二月二十五日（月） 午前九時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十六年十二月十八日（木） 午後一時	
平成二十六年十二月十九日（金） 午前九時	
平成二十六年十二月二十二日（月） 午前九時	
平成二十六年十二月二十四日（水） 午前九時	
平成二十六年十二月二十六日（金） 午前九時	
平成二十六年十二月十七日（水） 午前九時	
平成二十六年十二月十二日（金） 午前九時	
平成二十六年十二月八日（月） 午前九時	
平成二十六年十二月五日（金） 午前九時	
平成二十六年十二月九日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

午前十時	平成二十六年十月七日(火)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十六年十月十日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
午前十時	平成二十六年十月十七日(金)		
午後一時	平成二十六年十月二十二日(水)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
午後一時	平成二十六年十月二十三日(木)		
午前十時	平成二十六年十月二十四日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
午後一時	平成二十六年十月二十九日(水)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
午前十時	平成二十六年十月三十一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
午後一時	平成二十六年十一月五日(水)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
午前十時	平成二十六年十一月七日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
午後一時	平成二十六年十一月十一日(火)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
午後一時	平成二十六年十一月十三日(木)		
午前十時	平成二十六年十一月十四日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
午後一時	平成二十六年十一月十九日(水)	岡山県北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
午後一時	平成二十六年十一月二十一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一	

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

午前十時	平成二十六年十一月二十八日(金)	倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十六年十二月三日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十六年十二月五日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十六年十二月十一日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十六年十二月十二日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十六年十二月十七日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十六年十二月十九日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十六年十二月二十五日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十六年十二月二十六日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休

日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

◎岡山県公安委員会告示第百二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年八月二十九日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十六年十月二日(木)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月七日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月九日(木)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月十四日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月十六日(木)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月二十一日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月二十三日(木)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月二十八日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年十月三十日(木)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場

平成26年8月29日 岡山県公報 第11614号

<p>平成二十六年十一月四日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月六日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月十一日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月十一日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月十三日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月十八日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月二十日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月二十五日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十一月二十七日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月二日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月四日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月九日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月十一日(木) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月十六日(火) 午前九時</p>	<p>平成二十六年十二月十六日(火) 午前九時</p>
		<p>岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>								<p>岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>		

平成二十六年十二月十八日(木) 午前九時	
平成二十六年十二月二十五日(木) 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十六年第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十六年八月二十九日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する水産動物の種類

まだこ

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であつて、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以東である岡山県海面

四 禁止期間

九月一日から同月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

平成二十六年八月三十日から平成二十九年八月三十一日まで